

那須塩原市農業委員会

# 第15回総会議事録

令和3年9月27日（月）

那須塩原市役所

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和3年9月27日(月) 午後1時30分～ 午後2時10分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：12名

会長	3	君島 良一	委員	13	高瀬 和夫
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	17	槌江 栄作
委員	1	石崎 清			
〃	5	金田 廣衛			
〃	6	木下 久雄			
〃	7	三本木 直人			
〃	9	大田原 重夫			
〃	10	田淵 徹			
〃	11	菊地 寿行			
〃	12	藤田 一郎			

4. 欠席委員：8名（4番 松本誠治委員、8番 秋元 誠委員、14番 松本忠太委員、15番 室井孝美委員、16番 江連節男委員、18番 渡辺秀一委員、19番 島田晴子委員、20番 竹村文祥委員）

5. 議事録署名人の指名：7番 三本木直人委員、10番 田淵 徹委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 非農地証明願いについて
- 5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 6) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の協議に対する意見について

7. 事務局職員

事務局長	田代 幸士	主事 葛生 裕昭
局長補佐兼農政係長	村松 隆	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第15回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員は、松本誠治委員、秋元 誠委員、松本忠太委員、室井孝美委員、江連節男委員、渡辺秀一委員、島田晴子委員、竹村文祥委員です。  
これは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためのものです。  
在任委員20名、出席委員12名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
次に「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき、議長が指名することでご異議はございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、議席番号7番 三本木直人委員と10番 田淵 徹委員を指名いたします。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番及び2番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員 議案第1号、番号1番について報告します。  
農地に賃借権を設定する申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
調査は、9月12日、午前9時30分頃、申請人から行いました。  
申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ2キロメートルに位置しております。  
借受人の経営状況は、借受人と貸手人は、貸手人が義理のおじになり、借受人は甥になります。借受人が貸手人の農作業の手伝いをしているとのことです。  
申請地の耕作予定は、現在水稻を耕作しており、今後も稲作を行うとのことです。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。  
議案第1号、番号2番について報告します。  
農地を贈与する申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
調査は、9月12日 午前9時30分頃、申請人から行いました。  
申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ2キロメートルに位置しております。  
番号1番と2番は隣接している農地です。  
譲受人の経営状況は、譲受人は那須町の出身で、実家が農家を行っており農作業の手伝いをしています。先ほどの番号1番の稲作も手伝いをしているとのことです。  
申請地の耕作予定は、野菜、じゃがいも、さつまいもを作りたいとのことです。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長 報告が終わりました。  
まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。  
次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。  
番号3番の調査報告の前に、譲受人である法人が農地所有適格法人として適格であるか事務局  
の確認報告を求めます。  
事務局 それでは議案書4ページをご覧ください。  
初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。  
譲受人は、令和3年8月に設立された株式会社でございます。  
定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから、要件を満たしております。  
次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。  
当該法人は、今年度設立され、今後の売上高見込みの過半が農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。  
続いて社員（構成員）要件の欄でございます。  
定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有していると認められますので、議決権要件を満たしております。  
最後に業務執行役員要件の欄でございます。  
役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、一人以上が直接農作業に従事する見込みであり、役員要件も満たされております。  
以上のことから、番号3番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたのでご報告いたします。  
議長 事務局の確認報告が終わりました。  
番号3番について、大田原重夫委員の報告を求めます。  
大田原重夫委員 議案第1号、番号3番について報告します。  
農地を売買する申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
調査は、9月14日、午後1時30分頃、申請地で申請人から行いました。  
申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。  
譲受人の経営状況は、申請人の説明によると、那須町に7ヘクタールの牧草を作付けし、アルパカ約210頭を飼育し、農機具はトラクター、ユンボなどを保有しているとのこと。  
申請地の耕作予定は、牧草を作付けするとのこと。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番の調査報告の前に、譲受人である法人が農地所有適格法人として適格であるか事務局の確認報告を求めます。

事務局 それでは議案書5ページをご覧ください。

初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

譲受人は昭和26年8月に設立された特例有限会社でございます。

定款及び法人登記簿より、株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。

次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。

当該法人は、直近の売上高の約96%が農業売上であり、農業売上が売上高の過半とする要件を満たしております。

続いて社員（構成員）要件の欄でございます。

定款及び法人登記簿より、法人の行う農業への常時従事者が議決権の100%を保有しており、過半とする議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄でございます。

役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、その過半が直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。

以上のことから、番号4番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたのでご報告いたします。

議長 事務局の確認報告が終わりました。

番号4番について、田淵 徹委員の報告を求めます。

田淵 徹委員 議案第1号、番号4番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、9月21日、午前9時30分頃、申請地で、譲受人から行いました。

申請地は、2カ所に分かれておりまして、豊浦地区は黒磯那須公設地方卸売市場より南西へ約900メートル。埼玉地区につきましては、黒磯北中学校より西へ約1.2キロメートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、自作地が田約28ヘクタール、畑450ヘクタール、借入地が合計で182ヘクタール、畑作物は主にデントコーン。農機具の保有状況は、トラクターが65台、ローダーが85台、トラックが約88台、牛は総頭数で約2万頭、労働力は454名となってい

ます。

申請地の耕作予定は、主にデントコーン等、牛の飼料作物ということです。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、田淵 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員 議案第1号、番号5番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、9月13日、午後2時頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、那須塩原市鍋掛十字路より西へ約1.8キロメートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、水稻を242アール作付けしており、畑を24アール作付けしています。トラクター2台、コンバイン1台、田植機2台、乾燥機2台を所有しています。

申請地の耕作予定は、引き続き水稻を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。

高瀬和夫委員 議案第1号、番号6番について報告します。

農地に使用貸借による権利を設定する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、9月14日、午前11時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立大貫小学校より北へ約1キロメートルに位置しています。

借受人の経営状況は、トラクター2台、水田21,029平方メートル、畑766平方メートルです。

申請地の耕作予定は、水稻、野菜、イチゴ等を作る予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項

各号に該当しないことも確認いたしました。

議長 番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。  
報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

議長 番号1番について、槌江栄作委員の報告を求めます。

槌江栄作委員 議案第2号、番号1番について報告します。

当初計画人は、平成24年7月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承継者及び事業計画により、倉庫及び事務所として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、二区町自治公民館より西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、9月22日、午前10時25分頃に行いました。

変更の理由は、当初計画人は建売分譲地を予定していましたが、許可及び所有権移転後、行き止まりになっていた前面市道が、工業団地と接続され交通量が大幅に増えてしまったため、分譲地としてお客さまのニーズにそぐわないと考え、何度も計画及び予算を見直し事業実現を図ったが整わず、事業を遂行することができませんでした。

今回、承継者より倉庫及び事務所として利用したい旨の申し出があり、本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、番号1番の申請は、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、槌江栄作委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 番号1番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員 議案第3号、番号1番について報告します。

売買により、建売分譲をするための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市役所より北西へ約700メートルに位置しています。

現地調査は、9月21日、午前10時30分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地となるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、譲受人は、那須塩原市に平成23年に支店を開設し、建売分譲をしています。県北の需要が伸びているため、小学校や大型ショッピング店が近隣にあり、住宅地としては最適な場所であるため申請に至りました。

事業計画は、申請地に建売住宅を34区画建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は雨水浸透槽処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎委員 議案第3号、番号2番について報告します。

交換による所有権の移転により、宅地への進入路を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市箒根出張所より北へ約100メートルに位置しています。

現地調査は、9月22日、午前10時頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、譲受人が現在居住する敷地内に、孫娘夫婦が住宅建築を計画しましたが、家への進入路が他人との共有名義であり、幅員4メートル以上が必要である旨の建築基準法には満たしていない為、この際所有持分を譲渡人の隣接する農地と交換し、共有関係を解消して新たに進入路設置を計画するものです。

事業計画は、申請地に宅地への進入路を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は砂利敷きによる地下浸透処理とします。

法面には芝生等を施し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員 議案第3号、番号3番について報告します。

売買による所有権の移転により、農地への進入路を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東原小学校より北へ500メートルに位置しています。

現地調査は、9月21日、午前10時15分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

自ら耕作する他の農地の保全、利用増進のため必要な農業用施設にあたるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、自作農地への進入路及び駐車場として使用するためです。

事業計画は申請地に農地への進入路を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず雨水は敷地内地下浸透処理とします。

境界を盛土し土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員 議案第3号、番号4番について報告します。

賃借により送電線延線工事に係る防護足場用地として利用するための一時転用申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、黒磯文化会館より北東へ約500メートルに位置しています。

現地調査は、9月21日、午前9時45分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、送電線延線工事を行う防護足場用地として使用したいため今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に送電線延線工事に係る防護足場を建設する内容となっています。

上下水道は使用せず雨水は敷地内浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、槌江栄作委員の報告を求めます。

槌江栄作委員 議案第3号、番号5番について報告します。

売買により倉庫及び事務所を建設するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、二区町自治公民館より西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、9月22日、午前10時25分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、近年貸倉庫の需要が増加しているため、工業団地に隣接する申請地に貸倉庫を建設するため本申請に至りました。

事業計画は、申請地に貸倉庫及び事務所を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は地下式雨水浸透槽処理とします。

周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、木下久雄委員の報告を求めます。

木下久雄委員 議案第4号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市西那須野公民館より北へ約250メートルに位置しています。

現地調査は、9月22日、午前10時50分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、建物の全部事項証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下久雄委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

番号2番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。

高瀬和夫委員

議案第4号、番号2番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市役所より東へ約200メートルに位置しています。

現地調査は、9月21日、午前10時頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書及び建物の全部事項証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬和夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

番号3番について、加藤拓央委員の報告を求めます。

加藤拓央委員

議案第4号、番号3番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、墓沼公民館より南東へ約300メートルに位置しています。

現地調査は、9月22日、午前9時45分頃に行いました。

願い出地の現況は飼料庫となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤拓央委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書10ページから11ページが「利用権設定関係」の案件で4件、合計面積は42,460平方メートルとなります。

この内、11ページの2件、5,090平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて12ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は9,364平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われま

議長 説明が終了しました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。

議案書は13～14ページとなります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規程により農業委員会の意見を求められたものです。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、対象の6件、107,047平方メートルにつきましては同法第18条第5項に規定された計画認可要件を満たしていることから、計画案は妥当とする意見として問題は無いと思われま

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第6号の計画案は妥当として市長へ回答いたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第15回総会を閉会いたします。